

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	平成 28 年度 第 3 回 枚方市上下水道事業経営審議会
開 催 日 時	平成 29 年 1 月 31 日（火曜） 14 時 00 分から 15 時 50 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 3・4 委員会室
出 席 者	真山会長、八木副会長、笠原委員、西園委員、實松委員、山口委員、宮本委員
欠 席 者	浦上委員、関委員、中西委員、堀委員
案 件 名	1. 水道事業及び下水道事業の経営実績について 2. 水道料金制度のあり方について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 平成27年度 水道事業経営分析表 資料 2 平成27年度 下水道事業経営分析表 資料 3 水道料金制度のあり方について 資料 3－参考資料 水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本方針 当日配付資料① 上下水道局出席職員等一覧 当日配付資料② 平成27年度 下水道事業経営分析表 当日配付資料③ 審議会での基本的な考え方（フロー図）（案） 当日配付資料④ 平成25年10月の水道料金改定における逡増度について
決 定 事 項	1. 本審議会の公開及び会議録の公表をする。 2. 平成 27 年度 水道事業及び下水道事業の経営実績の報告を受け、特に意見がないことを確認した。 3. 水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本方針を決定し、基本的な考え方について確認した。 4. 次回開催日程について、事務局からの調整により決定することとした。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	経営部 上下水道経営室（総務担当）

## 1 開 会

真山会長： ただ今から、平成28年度 第3回枚方市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

まず、事務局から連絡・報告事項をお願いします。

事務局： 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、委員の出席状況を報告いたします。

本審議会の委員総数は、11名でございます。本日は7名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。なお、浦上委員、関委員、中西委員、堀委員からは、本日欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきますが、事前にご送付させていただき、本日、お持ちいただくようご案内しておりました。

それでは、確認をさせていただきます。

「次第」のほか、右肩に資料番号を記載しておりますが、

まず、資料1 平成27年度水道事業経営分析表

資料2 平成27年度下水道事業経営分析表

資料3 水道料金制度のあり方について

最後に資料3の参考資料として、水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本方針でございます。

また、本日の配付資料として、

当日配付資料①上下水道局出席職員等一覧

当日配付資料②平成27年度下水道事業経営分析表です。こちらは、事前にお配りさせていただいておりました資料2に若干の修正が生じたので、たいへん恐縮ですが、差し替えいただきますようお願いします。

次に、当日配付資料③審議会での基本的な考え方（フロー図）（案）

当日配付資料④平成25年10月の水道料金改定における逡増度について

をお配りさせていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の新たな案件として「水道事業及び下水道事業の経営実績について」がございますので、本審議会の公開・非公開につきましてご確認をさせていただきたいと思っております。公開の場合は、本審議会の傍聴を認めることとなります。

審議会条例第8条第1項に基づき、審議会の会議につきましては、原則公開することとしております。

また、同条ただし書きにより、非公開とすることができる場合もございますが、今回のご審議いただきます案件につきましても、これまでの審議会と同様、非公開にできる事項には該当しないことから、公開の取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○「異議なし」の声あり

事務局： 特にご異議がないようですので、本審議会は公開するものとさせていただきます。なお、現時点で傍聴希望者はおられません。

次に、本審議会の会議録でございますが、これまでと同様に、発言委員名の記載、発言内容の全文筆記に近い要約筆記で作成し、公表させていただきます。

また、会議録を正確に作成するため、会議内容の録音をさせていただきます。

以上でございます。

会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議 題

真山会長： それではこれより議事に入りたいと思います。次第に従いまして案件（1）「水道事業及び下水道事業の経営実績について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

<「水道事業及び下水道事業の経営実績について」説明>

真山会長： ただ今 27 年度の上下水道の経営実績についてご報告がございましたが、ご説明についてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

宮本委員： 1点だけ最初に確認しておきたいのですが、類似団体との比較がありますが、類似団体はどういうふうを選んでおられるのでしょうか。

事務局： 総務省が決めております処理区域内人口 30 万人以上とかいろいろ区分がある中での定義によって、本市はA A 1 という分類に規定されております。

宮本委員： 全国の類似団体と比較しているということですね。

別の話になりますが、私は下水が専門なので下水についてお聞きしますが、下水はご承知のとおり雨水処理と汚水処理があって、全体を見てはじめて経営分析ができるのかなと思います。汚水経費が使用料で賄われているのか、ある

いは雨水経費がすべて一般会計からちゃんと負担していただいているのかとか、逆に言えば一般会計が負担すべき以上の補助的なお金が入っているとか、そういうところも含めて経営分析ができるのかなという気がするんですけど。その点はどうでしょうか。

事務局： 説明の中でも若干申し上げておりましたが、本市公共下水道事業につきましては、汚水の人口普及率を上げていきたいということで、どちらかというと雨水は後回しにして、汚水の方をかなり事業を進めてまいりました。そのため企業債を発行する中での償還金等が大きな負担となっており、国が定めます基準の外の、基準外の繰入金で汚水の償還金、また整備費等を賄うような経営状況が長らく続いておりました。その中でも今、ゲリラ豪雨等の雨の関係等も出てきて、雨水については一般会計から負担金等で全て賄っていただいているような状況ではありますが、汚水につきましては、基準外という繰り入れの中で総務省からも基準外は控えるようにということがあります。また、一般会計の経営状況もございますので、基準外については減らしていくということで、雨水は全額繰り入れ等で賄えていると思っておりますが、汚水はだんだん資金等、お金に余力が無くなってきており、しんどい状況でございます。

宮本委員： 基準外繰り入れがある市町村も確かにたくさんございますので、そうなった場合、全体を見て経営分析できるのかなと思いき質問させていただきました。

真山会長： 経営分析の評価については、今後もどういう評価の仕方がいいのか見直し検討を進めていく必要があると思っておりますので、ただ今のご意見も参考にさせていただければと思います。

西園委員： 先ほどの説明がありました資料1の①経常収支比率の中で平成27年の数値が下がりましたと説明されましたが、いわゆる除却損が多額になったんだという説明がありましたので、私も素人なので、前々から見ているのですが、⑦の施設利用率が類似市町村と比べたら枚方市は低いとのことですが、逆に一般的な形で見ますと、施設が大きい規模のものを造っていますということでよろしいのでしょうか。

事務局： 本市の場合、自己水といわれる本市が作らせていただいている水の量が日量13万トンです。あと地形などを考慮して大阪広域水道企業団から受水をしており、それが計画上7万トンで、事業を始める前に枚方市が必要とする水ということで、大阪府を通じて国に申請をさせていただいております。枚方市の全ての市民に水を配るとすると、1日20万トンが必要ということで施設の規模を定めております。

近年、地下水の利用等もございまして使用水量が落ちてきている中では、数字的には20万トン必要でないということになりますが、本市の水道事業として

拡張更新をしていく上で全体として賄うべき水の量としては、1日20万トンと決めさせていただきました。ですので、分母が20万トンと決めております。毎年、水量が落ちていくに従いグラフが右肩下がりになっております。

西園委員： この項目と関連するかわかりませんが、要は除却損だということは、法定耐用年数から見ますと、まだ未償却残高が残っているがあえて除却したということですね。その理由が例えば規模的に人口が減少方向に進んでいく、いろんな設備があったけど全てを稼動すると維持管理費がかかりますので、統廃合の方向でもこれは直接繋いでとか、中間的部門を耐用年数は残っているけれども維持管理費がかかる方を収支上で計算したら将来的にはそちらの方が得ですので、耐用年数が残っていても損失計上したということは、統廃合的なことが進んでいるとの理解でよろしいですか。

事務局： 統廃合というよりも設備の老朽化もございまして、本来維持補修や修繕等に対応すべきところですが、痛みや老朽化がひどいので償却期間内ではありますが、更新してしまおうかと。

西園委員： 更新なんですか。要は両建てしたということですね。未償却資産を落として、また新規に。それでしたらわかりました。除却のみではないのですね。

事務局： はい、そうです。

八木副会長： 下水道の普及率が94.5%ですが、普及していないところはどのような処理をしているのですか。

事務局： 平成30年度で、97%の普及率をもって事業の概成としています。残りの地域につきましては、これから工場地域等をはじめ、また、穂谷や本市の東部地域の公共下水道、つまり管を繋ぎにいくということが費用対効果として決して良くないということで、平成18年度から公設浄化槽の事業も合わせて実施しておりまして、ただ件数としましては現在10件です。公共下水が100%になるということはありませんが、公共下水に繋げないところは公設浄化槽を活用しながら、下水処理をすすめております。

八木副会長： 合併浄化槽ですか。

事務局： はい、そうです。

八木副会長： もう1点、4番目の汚水処理の原価ですが、流域下水道からの請求と思うのですが、類似団体平均より高めなんですけど、他のところでは流域下水は別の流域下水道ということなんですか。なぜ枚方だけが高いのですか。

事務局： 流域下水道で申し上げますと、本市は2つの流域下水道を活用しております。

寝屋川北部の流域下水道と淀川左岸の流域下水道の2箇所では処理をしていますが、大半が淀川左岸流域下水道で、三栗にあります渚処理場で市域のほぼ全てを賄っております。この構成市が枚方市と交野市だけで、本来なら構成市が何市かあれば按分で維持管理負担金や建設負担金が下がっていくのですが、全体の8割程度を枚方市が負担している状況です。他市と比較すると流域下水道の維持管理負担金が毎年15億円程度かかっておりますので、その辺も影響していると考えられます。

八木副会長： 参考までになんですが、この寝屋川北部流域下水道と淀川左岸流域下水道の処理は同じレベルですか。高度処理はやっていますか。

事務局： 両方高度処理はやっています。合流と分流というやり方は少し違っています。

八木副会長： 寝屋川は合流ですね。

事務局： はい、そうです。新たに四條畷に分流式の府の処理場もできましたので、寝屋川北部流域下水道の中で、鴻池にある処理場と四條畷にある処理場で特に本市の南部地域の水についてはそちらで処理していただいている状況です。

真山会長： それではこの経営実績については、ご報告がありましたように水道事業については楽観は許さないというものの、比較的安定的に進んでいるかと思いますが、下水道事業につきましては、事業それ自体の特性がありますので、財政的にも厳しいところがありますが、今後も経営努力等でごんばっていただくということで、現時点では、特に大きな問題は無く事業展開しているということでご了解いただけますでしょうか。本件につきましてはご報告をいただきまして意見があったら申し上げるということでございますので、特に意見はないということでご報告を了解したとさせていただきます。

真山会長： 続きまして、案件(2)「水道料金制度のあり方について」でございますが、本日は、前回にご意見いただきました水道料金制度のあり方を検討するにあたっての「基本方針」と、その基本方針に基づく「本審議会での基本的な考え方」についてご説明をさせていただき、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず、水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本方針について、事務局からご説明をいただきます。

<資料3－参考資料「水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本方針」について説明>

真山会長： ありがとうございます。これまで2回の審議会での議論で説明されている事柄ではありますが、改めまして今回の水道料金制度のあり方を検討するにあたっての基本的な考え方やその方針について見える形で整理し、説明いただきました。この点につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

笠原委員： 現在適用されている用途別料金体系に一般用以外に浴場用と臨時用がありますが、具体的にどういうところにかかる料金で、全体のどれくらいの割合を占めていますか。

事務局： 浴場用は公衆浴場、いわゆる銭湯にかかるもので、臨時用は工事関係や建築関係などに一時的に使用する場合にかかるものです。割合につきましては手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきます。

笠原委員： 全体のウエイトとしては微々たるものですか。

事務局： はい、そうです。

真山会長： 他に何かございませんか。

事務局： 先ほどの割合ですが、一般用が全体の99.7%を占めていることから、0.3%となります。

真山会長： 今回水道料金制度のあり方をご検討いただいているわけですが、どのような料金体系を考えていくのかという基本方針として本日の資料にありますように今の時代に合った料金制度、それから将来にわたって安定した経営基盤を築くための水道料金制度を具体的にどんな形で実現すればいいのかということをご検討いただくということでもあります。この基本方針の基になっている原型は、平成19年につくられました「枚方市水道ビジョン」の中にうたわれている基本理念を実現することが一番基礎になっております。そういう論理構成で今回の検討が進められるという確認なのですが、よろしいでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

八木副会長： 前回欠席なので、議論があったのかもしれませんが、今の制度が昭和51年に制定され、恐らく当時水需要が増えすぎて、水源開発が大きな課題となっていて、水の利用を抑制せねばならない時期だったと思います。特に逡増制ということで、今回それを抜本的に見直すのか、むしろ水需要が減ってきて施設の利用率が減ってきておるし、しかし一方では、水道局としては一定水を使ってもらわないと経営が難しいということで、むしろたくさん使ってもらえるよう

な方法を目指しておられるのですか。それが逡増制の割合で、逡減まではいかないでしょうが、その辺に論点がいつているという理解でよろしいでしょうか。

この辺は前回論議されたのでしょうか。

事務局： 第1回、第2回でご審議いただいておりますけれども、現在の一般用を設定する前には、業務用と家事共用の用途別料金表がございまして、それを合わせて現在の一般用になっています。八木副会長さまからご質問ありましたように、夏の水不足の時代に節水ということも踏まえて逡増度を上げた経緯はございます。逆に今の状況の中で、経営的な面は今回あり方の検討でございますので、そこは置かせていただきまして、よりよい、利用のしやすい水道料金体系を考えていかなければならないと思います。また、基本水量8 m<sup>3</sup>付きの基本料金となっており、こちらは逆に節水インセンティブが基本水量以下の皆さまにとりましては、いくら節水しても水道料金が変わらないというような状況もございますので、今の時代に合致した内容をと考えております。八木副会長さまにご指摘いただきました論点は大切なものかと思っておりますので、それについてご議論いただければと考えております。

真山会長： 現行の料金制度にいろんな中身があるわけですが、逡増型についてこれを維持するのもしないのか、する場合でもどれくらいの逡増度が適切なのか今後の議論で決めていくのか、方向性を考えていくということで、事務局としてはこの方向でいくという腹積もりがあるのかもしれませんが、一応この審議会としては、いろいろご意見をいただいてこれくらいがいいのではないかとこのところを決めていければと思っております。当然議論の中では事務局の意見、見解も一つの考慮の対象要素としては取り上げるとは思いますが、必ずしもそれに沿って決めるというものではないという前提で議論をさせていただきたいと思っております。

あと、基本方針に関しまして何かございますでしょうか。

それでは、これまでの議論も踏まえて、それからさらに今後の議論は、この基本方針に沿って「水道料金のあり方」を考えていくこととさせていただきたいと思っております。引き続き事務局からのご説明をお願いします。

<当日配付資料③「審議会での基本的な考え方（フロー図）（案）」について説明>

真山会長： ただ今の当日配付資料③に基づいてご説明がございました。審議会での基本的な考え方として3つのポイントについて、そしてそれぞれのポイントについてどういう項目を検討していくのかについて整理した案が示されたわけであり、前回の議論の中でもだいたい検討すべき項目はこういうことだろうということをもとめていただいたかと思っております。ほぼそれに沿ったものかなと理解しておりますが、このような考え方に基づいて議論をしていく、あるいはこのような項目を中心に検討を進めていくということにつきまして何かご質問、ご



意見などがございましたらお願いします。新たにもっと項目を追加すべきだとか、そういうようなご意見でも結構です。

真山会長： どちらの方向に行くか、どういう結論になるかはともかく検討すべき項目としてはこれくらいでよろしいでしょうか。ほぼ網羅されているようですが。

では、だいたいこういう枠組みで議論を進めていくということを再度ご確認いただいたということでもよろしいでしょうか。引き続き説明をお願いします。

<「審議会での基本的な考え方」について説明>

真山会長： ただ今、事務局から具体的検討内容について説明がございましたが、委員の皆様から各項目についてご意見やご質問はございませんか。また、これ以外にこんな追加項目が必要ではないかとかございますでしょうか。

實松委員： 基本水量の8 m<sup>3</sup>以内の利用者の割合は全体のどれくらいでしょうか。また、口径の種類にはどのようなものがありますか。

事務局： 平成27年度の数值では、22.4%でございます。口径の種類は、13 mm・20 mm・25 mm・40 mm・50 mm・75 mm・100 mm・150 mmがあります。

山口委員： 一般家庭で一番多く使われている口径は何mmですか。また、口径が大きいほど経費がかかると説明がありましたが、口径によってどれくらい違うのでしょうか。

事務局： 一般家庭においては13 mm・20 mm・25 mmが採用されており、殆どで20 mmが採用されています。

申し訳ございませんが、個々の口径にかかる費用の具体的な数值はございません。

真山会長： そもそも口径別に費用は算出できるものなのでしょうか。

事務局： 水利権や水処理費をどう取り扱うのか、また、拡張事業の積み重ねで現在の認可を得ておりますので、残念ながら口径別の経費を算出するのは困難であります。

八木副会長： 基本水量8 m<sup>3</sup>以内の占める割合が全体の22.4%との説明がありましたが、この数值は他市と比べて高いのか低いのか、他市の状況はどのようなものですか。

事務局： 他市の状況につきましては、本日資料となるものを持ち合わせておりません。次回提示できるようにいたします。

八木副会長： 使用水量の減少について、ライフスタイルの変化や環境の変化、とりわけ「世帯の核家族化」、「単身世帯の増加」や「節水」などとなっていますが、要因分析は行われていますか。

事務局： 国勢調査によりますと、世帯数は平成7年の139,866世帯から平成27年は167,377世帯と増加しています。また、単身世帯は平成7年の31,359世帯から平成22年は45,538世帯とこちらも増加しております。

笠原委員： 少し本筋からはずれませんが、水道料金の未収はありますか。

事務局： 現年度分の徴収率が99.数%ありますので、未収は1%未満となります。

真山会長： 余談になりますが、徴収率が99%を超えているとのことですので、未収分を料金に乗せる必要はなさそうですね。

真山会長： 他に何かございませんでしょうか。具体的検討内容につきましてはご確認いただけたと思います。それでは、事務局お願いします。

事務局： 本日のご審議いただく案件はここまででございますが、続きまして、前回の資料の補足説明をさせていただきます。

<当日配付資料④「平成25年10月の水道料金改定における逡増度について」説明>

真山会長： ただ今の事務局の説明に対して、委員の皆さまからご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

宮本委員： 平成25年10月の水道料金改定における逡増度との説明ですが、こちらのグラフは逡増度を表したものではないですね。縦軸の数字は何を表していますか。

事務局： 料金です。

宮本委員： 逡増度を表すなら8<sup>m</sup>を基準点として各段階の増加割合を縦軸に表す必要があるのですが、この表は逡増度を表してはいませんか。

事務局： 平成25年10月の改定時の旧料金体系との比較で、区分ごとの値上げ値下げの状況を示した表でございます。委員ご指摘のとおり、逡増度そのものを示したものではありません。

真山会長： よろしいでしょうか。他に何かご意見やご質問はございませんでしょうか。  
それでは、本日予定しておりました案件は以上です。  
その他事務局から何かありますか。

事務局： 次回の審議会についてですが、事務局としましては、年度末、年度初めのお忙しい時期をお迎えになられることを考慮したうえで、開催の日程等については、後日改めて、事務局から各委員の皆さまに調整させていただきたいと考えております。会長、いかがでしょうか。

真山会長： 委員のみなさん、ただ今事務局から説明のありましたとおり、次回の審議会については、事務局からの日程調整により決定していくということですのでよろしいですか。

○「異議なし」の声あり

真山会長： それでは、改めて事務局から日程の調整をしていただきます。  
本日の審議会は以上で終了しました。事務局、お願いします。

事務局： 正副会長をはじめ委員の皆さまのご協力により、円滑に議事を進めることができました。誠にありがとうございました。委員の皆さまには、大変貴重なご意見やご提案をいただいたと受け止めております。本日いただいたご意見等を基に、次回の資料も含め、考えてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は長時間にわたりありがとうございました。  
以上で散会とさせていただきます。